

## 第 585 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 13 年 6 月 8 日（金） 14:00～16:38

2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）

### 3 議 題

(1) 諮問事項

諮問第 275 号「個人企業経済調査の改正について」

(2) 答申事項

ア 諮問第 271 号の答申「労働力調査の改正について」（案）

イ 諮問第 272 号の答申「海面漁業生産統計調査の改正について」（案）

(3) 部会の開催状況

(4) その他

### 4 配布資料

(1) 諮問第 275 号「個人企業経済調査の改正について」

(2) 諮問第 271 号の答申「労働力調査の改正について」（案）

(3) 諮問第 272 号の答申「海面漁業生産統計調査の改正について」（案）

(4) 部会の開催状況一覧

(5) 「指定統計調査の承認」の状況（平成 13 年 5 月分）

(6) 平成 13 年 4 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 49 巻・第 4 号）

(7) 平成 12 年度における「統計行政の新中・長期構想」の推進状況（概要）

(8) 指定統計の公表実績及び予定

### 5 出席者

#### 【委員】

竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、後藤委員、清水委員、新村委員

#### 【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省大林統計調査部長、同會田経済統計課長、同千野労働力人口統計室長、財務省大久保調査統計課長、厚生労働省菅原企画課長、農林水産省林統計情報部長、同佐々木室長、経済産業省稲見統計企画解析課長、同森野構造統計課課長補佐、国土交通省寺前情報管理部長、東京都早川統計部長

#### 【事務局（総務省統計基準部）】

総務省平山統計基準部長、同橋口統計企画課長、同北田統計審査官、同金子統計審査官

### 6 議事概要

(1) 諮問事項

諮問第 275 号「個人企業経済調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官が資料 1 の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を行った。続いて、総務省統計局統計調査部の會田経済統計課長が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

竹内会長）現行の企業票の調査項目「経営形態（専業・兼業）」は廃止となるのか。

會田課長) 廃止になる。

竹内会長) 気になるのは小規模な商業の場合であり、タバコ屋を例にとると、主たる収入は給与から得、タバコ屋そのものは副業としているものがみられる。改正後の調査票は、そのような形態を把握できるのか。

會田課長) 例えば、小さなタバコ屋をサラリーマンが経営しており、他の家族の者が店をやっている場合、そのタバコ屋は調査することになる。

竹内会長) その場合、家族が事業主になっていれば問題はないかもしれないが、本人が事業主であり、実際は家族が仕事をしていれば一種の兼業となるが、これらは区別しなくていいのか。

會田課長) 従前は、全体の売上高などの、審査の部分に使っていた。調査員が訪問した際に、調査対象企業の適否を判断する段階でチェックするものであることから、区別しなくても特に影響はない。

竹内会長) 農家では専業・兼業の別が問題になっており、後継者問題は専業であれば問題であり、兼業であればそれほど問題はない。小規模の個人企業でも専業・兼業の別が問題になる余地はないのか。区別をしないとすると、そのように概念を決めなくてはならないのではないのか。

會田課長) 部会で説明させていただく。

篠塚委員) 改正案は、調査票がかなりスリムになり、分かり易く、かつ記入もし易くなると評価したい。その上で部会でご検討いただきたいが、例えば「従業者数」については、記入者負担を考慮し、大幅に削減されていると思われる。従来は、性別、常用雇用者・臨時雇用者別の情報があったが、それらがスリム化されて家族従業者数と雇用者数の2項目となった。改正案においても、動向調査票で従業者数、給与、賃金の四半期ごとの変動が即座に分かる形になっているが、QEに活用されている性格上、変動が激しい場合に、リストラがどのような業態の人件費を低下させているか、あるいは誤記入はないかを判断するためにも、やはり現行の性別、常用雇用者・臨時雇用者程度は必要ではないだろうか。

竹内会長) 本件については企業統計部会で審議いただくこととし、後藤部会長にお願いする。

## (2) 答申事項

### ア 諮問第 271 号の答申「労働力調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の金子統計審査官が資料 2 の答申案の朗読を行った。続いて、篠塚人口・労働統計部会長が審議経過及び答申案の説明を行った。

篠塚委員) 労働力調査の改正については、本年 4 月 13 日に諮問を受け、人口・労働統計部会に審議が付託された。本件改正計画に係る部会は 4 回（4 月 16 日、4 月 23 日、5 月 10 日及び 5 月 21 日）にわたって開催された。

まず、今回の改正計画に当たっては、就業・不就業の動向について基礎的かつ経常的な統計を提供するという役割に加えて、政策判断に雇用統計が重要な役割を果たすということから、動向調査としての位置付けが明確になった。

また、「統計行政の新中・長期構想」において、労働統計体系における位置付けや効率性の連携の在り方について見直すこととされているが、労働力調査は動向調査、就業構造基本調査は

構造調査として役割分担し、かつ効率的に連携の在り方を検討することと方向付けた。

調査事項については、これまで調査事項との時系列性に配慮した文言の見直し、選択肢の細分化などを求めている。集計及び公表についても、従来の集計結果との時系列の比較が可能となるように、集計表の作成及び今回の改正内容の説明を行うよう求めている。

次に、今後の課題としては、答申案に4点掲げており、調査実施部局において検討していただきたい。

一点目は特定調査票について、今後、毎月公表化の可能性を含め、全般について検討していただきたいが、検討時期に関しては、季節変動等の影響を適切に処理できるだけのデータが蓄積された段階として2～3年後を考えている。

二点目は、データの一層の精度向上を図るための標本設計、推計方法等を検討する枠組みの設定である。枠組みとは、具体的には研究会を設置し、検討していただくということである。調査実施部局においては、答申案の採択後、早急に研究会を設置し、検討に取りかかっていたいただきたい。

三点目は、データの多角的・機動的な利用を検討することである。今回、特定データと基本データが揃うので、様々な角度からクロス分析し、利用用途の拡大を検討していただきたい。

四点目は、調査の実施過程を全般的に見直し、1日あるいは数時間でも公表の早期化を可能にする検討を行うことである。

#### [質 疑]

竹内会長) 標本設計、推計方法等を検討する枠組みの設定については、具体的には研究会を設置すると部会長から報告があった。調査実施部局では、研究会を設置することについて、どう考えているか。

千野室長) 我々も今後の課題として、研究会を設置し、検討を続けていきたいと考えている。

竹内会長) 「非労働力人口の実態に関する詳細な統計」について言及されているが、今後、非労働力人口の在り方が問題になるのではないだろうか。特に高齢者については、まだ働けるが働き口がない者と、働かないで他のことをしている者等の問題について、この調査の形態では把握できないと思うが、非労働力人口の実態に関する議論はあったのか。

篠塚委員) 基本的には、構造分析の調査で行う方向である。つまり就業構造基本調査を見直すときに、非労働力等に係る事項について検討していただきたい。今回の労働力調査の改正は、景気に非常に敏感に反映する、特に失業等の状況について、継続性をできるだけ持たせる観点から、特別調査としていたものを労働力調査本体に移すことが主である。高齢者についての微妙な問題は、次の就業構造基本調査の中で検討するという整理である。

竹内会長) ボランティアなど様々な形態があるので、次の機会に考えていただきたい。

また、毎月勤労統計調査との関連等について、厚生労働省においても考えていただきたい。

菅原課長) 世帯を対象とする労働力調査と事業所を対象とする毎月勤労統計調査とは性格が違うが、必要に応じて連絡をとるなど議論の動向を見ながら検討をしていきたい。

竹内会長) 答申の当面の課題ではないものの、雇用問題は、雇用される世帯側と、雇用する事業所側の両方の側面から捉える必要があり、相互の連絡を密にすべきだろう。

飯島委員) 特定調査票と基礎調査票の内容は、よく考えられていると思う。その中でも重要と思われるのは、特定調査票の項目D6である。「定年又は雇用契約の満了」までの4項目は非自発的失業者の形態に属し、5項目の「よりよい条件の仕事を探すため」からは自発的失業者となる。

毎月公表される労働雇用統計や失業動向を見ると、相当に自発的失業者が多い。その中でもこの「よりよい条件の仕事を探すため」という項目は、おそらく多岐にわたってくるだろう。例えば、自分の出身地に帰りたいという地域的な面のほか、能力適性に見合った仕事がない、職場の人間関係が面白くない、賃金処遇が自分の予定した希望の金額にならない等である。したがって、この「よりよい条件の仕事を探すため」という項目は大きく捉えたものであり、今後、失業者に関する異なる統計等から補完するような方向でこの部分を考えていくことが雇用対策や雇用政策、それから教育問題や再就職斡旋、並びに民間の雇用、再就職斡旋機関等に大きく影響を与えるため、今後の要検討事項ではないだろうか。

竹内会長) 「家事、通学、健康上の理由のため」と一括しているが、生涯教育により再度通学するためということもあり得る。今の調査票の中に多く詰め込むことは無理であることは理解できるが、飯島委員の指摘と併せて、非常に多岐にわたる非労働力人口の状況を把握することが必要ではないか。家事のために仕事ができない者、仕事を持ちたくても仕事に就けない者、不本意に失業した者とを簡単に分けられない状況が出てくることから、今後の課題として考えていくべきだろう。

また、特定調査票の結果を毎月単位で発表してほしいとの希望があるが、答申案にあるように、ある程度データを固め、データの癖を理解した上でないと、毎月発表することで、理由の分からないデータ変動により振り回されるという事態が起こっては困る。部会長の報告のとおり、2～3年はデータを蓄積しなければ、非常に細かい変動を明らかに示すような数字の公表は危険であり、やむを得ないのではないか。

本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。それでは総務大臣に対して答申することとする。

この答申に関して総務省統計局の大林統計調査部長からご挨拶がある。

大林部長) 労働力調査の実施計画について、約2か月間にわたるご審議に感謝する。答申においても指摘されているとおり、現在、日本の雇用失業情勢が大変厳しい中、労働力調査の結果は大きな関心を集めていると認識している。本日の答申の内容を踏まえ、調査の所期の成果が従来以上に得られるようにしたい。また、今後の課題でご指摘のあった調査の将来的な研究等も進めてまいりたい。

#### イ 諮問第272号の答申「海面漁業生産統計調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の金子統計審査官が資料3の答申案の朗読を行った。続いて、須田農林水産統計部会長が審議経過及び答申案の説明を行った。

須田委員) 海面漁業生産統計調査の改正については、本年4月13日に諮問を受け、農林水産統計部会に審議が付託された。本件改正計画に係る部会は3回(4月23日、4月26日及び5月14日)にわたって開催された。

まず、第73回農林水産統計部会の結果概要であるが、前回の部会で提案された「使

用養殖施設面積等の調査事項の追加」については、養殖漁場の環境保護の観点から重要な事項ではあるものの、養殖漁場の環境悪化には多岐の要素があり、使用養殖施設の数・面積のみを把握しても、環境悪化・保護との関連をどのように判断すれば良いか分かりにくく、調査結果を十分に活用できないのではないかということから、今回は追加を見合わせることで合意した。

また、同部会では、引き続き答申案について審議を行った結果、「調査範囲の変更」及び「調査方法の情報化の進展への対応」の2か所の文言について意見が出され、これに沿って修正を行うことで了承された。

次に、答申案についてであるが、今回の改正計画においては、調査範囲の変更、調査の枠組みの変更、調査事項の変更及び集計事項の変更について触れている。このうち集計事項の変更については、資源回復を目的とした新たな水産政策への対応において、漁業経営体規模別漁獲量など漁業経営体の様々な属性と漁獲量等を組み合わせた統計が有用であると考えられることから、その充実の必要性を指摘している。

今後の課題については、他の統計調査との関係において「統計行政の新中・長期構想」により、農林水産統計に関し、簡素効率化を進めるため、統計体系の在り方を始め、調査の重点化など幅広い観点からの見直しを図ることが提言されていること、漁業センサスを中心に水産統計体系を整備する必要があること等から、本調査と漁業センサスとの間の役割分担や位置付けについて検討する必要性を指摘している。

#### [質 疑]

竹内会長) この統計調査の調査対象の客体数はどのくらいか。

佐々木室長) 約16万の漁業経営体である。

竹内会長) 約16万経営体全てにこの調査票を配布するのか。

佐々木室長) 漁獲量等は水揚機関でほとんど把握できる。水揚機関で把握可能なものは水揚機関で把握し、把握不可のものは個々の漁業経営体で把握する。

竹内会長) 約16万経営体全てを調査するということか。

佐々木室長) 水揚機関を通して全体を把握する。

竹内会長) 必ずしも16万経営体全てに調査票を渡すということではないのか。

佐々木室長) 全てではない。

竹内会長) 水揚機関数はどのくらいで、全ての調査客体数はどのくらいか。

佐々木室長) 水揚機関は主に1,800強の漁協であり、全てに配布する。

竹内会長) 漁協で把握されていない部分の把握はどうするのか。

佐々木室長) 漁協で把握できない部分は、個々の漁業経営体からの自計申告により把握する。

竹内会長) その数はどのくらいか。

佐々木室長) 水揚機関で漁獲量を把握できない漁業経営体は、全体で約3,000強である。

竹内会長) 漁業センサスとの関係はどうか。

佐々木室長) 漁業センサスは、年間海上作業従事日数が30日以上の漁業経営体を調査対象としている。

竹内会長) 漁業センサスは、ある一定の下限があってもそれ以上の漁業経営体は全数を調査対象としているが、海面漁業生産統計調査の対象についてどのような方向性をもつべきか、統計体系の整備、整合性を図る観点から、概念の整理を明確にすべきだろう。

漁業センサスについては、諮問の対象になった時に議論させていただこうと思う。その時に、このことを念頭におき、考えていく必要があるだろう。

本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。それでは総務大臣に対して答申することとする。

この答申に関して農林水産省大臣官房の林統計情報部長からご挨拶がある。

林部長) 本審議会、部会において熱心にご審議いただき感謝する。農林水産省としては、現在、作物統計について内部検討中であり、整理体系化、実態の変化、ニーズに対応すべく詰め作業を行っている。また、よろしくご審議いただきたい。

### (3) 部会の開催状況

#### ア 運輸・流通統計部会

平成13年5月17日及び5月24日に開催された第103回及び第104回運輸・流通統計部会(議題:「特定サービス産業実態調査の改正について」)の開催結果について、美添部会長から報告が行われた。

#### [質 疑]

竹内会長) 特定サービス産業動態統計調査は、どのような業種が対象となっているか。

美添委員) 特定サービス産業動態統計調査は、17業種を対象としており、このうち、物品賃貸業、情報サービス業、広告業、エンジニアリング業、結婚式場業、外国語会話教室等の16業種が特定サービス産業実態調査の対象業種(25業種)と共通になっている。

竹内会長) 特定サービス産業実態調査については、サービス業関連統計が非常に未整備であった時に始まったものであるが、現在は、センサスや動態統計もあることから、これらの関係を含めて、本調査の位置付けについて再検討が必要ではないか。

つまり、例えば、パチンコホールについては動態統計があるので本調査の対象としなくても良いとするのであれば、特定サービス産業動態統計調査で把握しているその他の業種について、なぜ、実態調査が必要になるのか疑問が生じる。また、標本調査にすると、動態統計になるということであれば、センサスとしての実態調査そのものの必要性に問題が戻る。その面からも、今後の課題として検討していただく必要があるのではないか。

美添委員) 本調査の位置付けについては、サービス業基本調査、特定サービス産業動態統計調査との関係を含めて部会で審議を行い、その位置付けが整理できていることを確認した。

篠塚委員) 部会長の説明では、本調査については、主たる業務活動に加え、副次的な活動も捉えるとしている。これは、主たる業務以外の副次的な活動があれば、それぞれ複数の調査票を同一事業所に配布し、調査するが、その複数の業種のうち、所管が異なるパチンコホール等の業種であれば、逐一、業種選定の基準に照らして、調査しないということか。

美添委員) アクティビティベースの概念について説明すると、事業所・企業統計調査を始めとした通常の統計調査では、それぞれの事業所を一つの産業に格付けし、この場合に、格付けしたものが主業種で、主業種が製造業なら、実際のアクティビティがそれ以外の業種であっても、すべて製造業に格付けされる。

一方、本調査では、主業種の他に業を営む場合、例えば、主業種が製造業であっても、一部、テニス場を営んでいると、テニス場も把握する。また、ゴルフ場が主業種の場合、一角でテニスコートを持ち、ある程度の事業活動があれば、二つの調査票を配布することとしているので、この意味で副次的なアクティビティが捉えられる。

竹内会長) その場合、副次的なアクティビティの事業所について、名簿上は、どう捉えているのか。

美添委員) 事業所・企業統計調査のみでは捉えきれないことから、業界名簿を使用し、捕捉している。例えば、新規業種であるエステティック業については、事業所・企業統計調査の名簿と業界名簿を突合することにより、名簿の整備を行っている。

なお、実査段階では、業種ごとの名簿を地域ごとに作成し、統計調査員が利用することとしているが、この点については、次回の部会で確認することとしている。

竹内会長) 主業種について、業界名簿にはあるが、調査対象名簿にないことがあり得るのか。

美添委員) 事業所・企業統計調査の名簿は正確であり、捕捉漏れはないものと考えている。

竹内会長) 新設事業所の場合はどうか。

美添委員) 新設の場合は、その可能性があり得ると考える。

竹内会長) 新設事業所は名簿に含まれるのか。

美添委員) 名簿の整備が的確に行われるならば、含まれる。

舟岡委員) 副次的なアクティビティの事業所も捕捉するとしているが、集計段階では、主事業所と副次的事業所とを区別するのか。

美添委員) 集計では区別しない。

森野補佐) 業種ごとに集計することから、それが主業種であるか副次的な業種であるかについては、区別していない。

美添委員) 例えば、一つの事業所にテニス場とゴルフ場が両方ある場合、集計はそれぞれについて行う。

舟岡委員) そうすると、事業所の業種分類ではなく、アクティビティベースの分類で集計することになるのか。

森野補佐) そうである。

竹内会長) その場合、従業者数は、主業種、副次的な業種のいずれの業種を集計するのか。

森野補佐) 従業者数については、事業所全体とアクティビティベースの従業者を調査している。集計時には、従業者数の重複を避けるため、アクティビティベースを中心項目として集計している。

## イ 国民生活・社会統計部会

平成 13 年 5 月 18 日及び 5 月 31 日に開催された第 84 回及び第 85 回国民生活・社会統計部会（議題：「家計調査及び特定消費統計調査（仮称）の計画について」）の開催結果について、廣松部会長から報告が行われた。

### [質 疑]

竹内会長) 「家計動向調査」という名称にすると家計調査への影響が心配されるとの説明であるが、どのようなことか。

廣松委員) 計画では、特定消費統計調査（仮称）は家計調査や他の統計調査と重複しない世帯

を対象として選定することになっている。ところが、たまたま一方に選定されていた世帯が

前後して、もう一方の調査に選定されるようなことが起こった場合、既に対象となっていることから、同じような調査をなぜ2回行うのかということで拒否・非協力の世帯が増加する懸念があるということである。

竹内会長) 都道府県のご意見を伺いたい。

早川部長) これからの部会審議で主張していきたいが、当初、特定消費統計調査(仮称)ということだった。家計調査の攪乱的な要因となる高額商品、高額サービスを購入した場合の調査を行う必要性に基づくものであり、その意味では、特定消費統計調査という仮称は非常に良いと考えていた。

4月の途中から、「家計動向調査(仮称)」になったとの通知があった。家計調査そのものが、地方自治体にとって対応が非常に困難な調査である。家計調査というネーミング自体が、家計調査の調査客体からみればアレルギー反応があると思うので、できるだけそのような名称は使わない方が良いのではないかとということと、計画されている特定消費統計調査は攪乱的な要因となる高額消費を中心に調査するものであることから、特定あるいは高額消費の用語を用いた名称にした方が良いのではないかと考えている。

これを部会の議論の中で提示させていただく予定である。

竹内会長) 「家計」という用語を入れるべきとの考えは、研究会でも意見があると聞いている。

現在の家計調査は消費全体をマクロに捉えるには必ずしも十分でないという意見から、もう少し拡大ないし補完する調査が必要であり、特に高額消費は重要な攪乱要因であることから、家計の消費動向を全体として把握しようとする発想であって、特定消費そのものを捉えるものではない。そのような意味では、家計という用語を入れた方が良いとする意見もあり、「家計動向調査」という仮称になったと聞いている。

もちろん、名称の件は十分議論いただければいいと思う。今の早川部長のご意見を聞くと、やはり家計調査というのは大変面倒なものというイメージがあり、あまり家計という用語を用いない方が良いとも考えられるが、この点はもう少し実際の現場の感覚を持った方々のご意見も十分反映して議論いただきたい。

## ウ 産業分類部会

平成13年5月18日に開催された第5回産業分類部会(議題:「大分類J-卸売・小売業及びM-飲食店、宿泊業の課題について」、「大分類P-複合サービス業について」、「大分類Q-その他のサービス業について」及び「その他」)及び同6月1日に開催された第6回産業分類部会(議題:「大分類E-建設業について」、「大分類I-運輸業について」、「大分類J-卸売・小売業について」、「大分類L-不動産業について」、「大分類Q-その他のサービス業について」及び「その他」)の審議結果について、舟岡部会長から報告が行われた。

[質疑]

篠塚委員) 複合サービス業を新設することについての考え方を伺いたい。

舟岡委員) 現行では「H-運輸・通信業」に「46 郵便業」があり、これは郵便局である。「L



ーサービス業」に「85 協同組合」があり、例えば、農業等に係る商品を販売することを専門とする協同組合は別の分類になるが、他に分類されず、総合的なサービスを提供しているものについてはここに分類される。

郵便局は、金融、保険、郵便の三つの事業を併せて営み、最近では他のサービスも行っている。協同組合については、例えば農業協同組合の場合、金融、預金、共済、農業関係の販売等を営む。いずれも金融サービスとその他のサービスを併せて行う機関である。

これは我が国特有のサービス形態であり、例えば郵便局を金融、保険に着目して大分類の金融・保険業に含めると、郵便業までその中に取り込むことになり、金融・保険業の性格があいまいになる。協同組合についても同じことが言える。

他方、郵便業として現行のままであると、金融、保険が含まれ、大分類としての実態が捉えにくくなり、苦肉の策として、我が国特有の形態について、複合サービス業として大分類を新設することとなった。ただし、複合サービス業という名称が非常に紛らわしく、適当ではないという意見もある。

竹内会長) 小泉総理の改革によりどのような方向になるかは分からないが、郵便局、協同組合の在り方が大きく変わる可能性もある。この大分類については、一種の仮設部門として適宜変更する可能性があることを予め付記すべきではないかと思う。

舟岡委員) 今後、落ち着く先を予想して分類を考えるということか。

竹内会長) 当面、大分類を起こすが、まもなく変更する可能性があるということを設定しておくという意味である。そのようにしなければ、分類の全面的な見直しの時まで大分類を変更できない。分類の見直しは10年に1回程の頻度であり、それより早く変更しなければならなくなるのが起こり得るのではないか。そのためには、テナティブに設ける旨を付記すべきという意味である。

舟岡委員) 分類改訂については、これまでほぼ10年に1回行ってきたが、変化の激しい時代であることから、10年に1回ではなく、必要性があれば5～6年に1回の見直しを行うべきという意見もあることを付け加えさせていただく。

竹内会長) 全てを5年に1回改訂することは大変なことであり、特に変更の可能性があるようなものはテナティブであるとする必要があるのではないか。

もう一つ関連したこととしては、英訳も作成することになるだろうが、翻訳の際、十分説明書きをしないと、単に複合サービス業をコンプレックス・サービスとすると意味が不明になる。特別の性格であることを明記すべきではないか。

舟岡委員) 部会で、その点も含めて確認したい。

## エ 企業統計部会

平成13年5月25日及び6月8日に開催された第62回及び第63回企業統計部会(議題:「法人企業統計調査の改正について」)の開催結果について、後藤部会長から報告が行われた。

### [質疑]

竹内会長) 企業の産業格付けの問題であるが、分類基準は日本標準産業分類に基づくのか。

後藤委員) そのとおりである。

竹内会長) 日本標準産業分類が今回改訂されると、それに対応して変更するのか。産業分類は、

特に大分類を始め、大幅に改訂されることになると思われる。企業の産業分類は、事業所分類を準用することになっているはずである。

大久保課長) 産業分類の改訂を踏まえ、どのように対応すべきか検討の必要があるだろう。

竹内会長) その問題と、企業の活動内容そのものが変化し、分類格付けを本来移すべきところを、連続性の問題から変更しないということとは別問題である。前者は分類基準そのものの変更であり、ご検討いただくということで良いと思うが、後者も非常に重要な問題で、例えば、カネボウはかなり昔に繊維産業ではなくなったが、もともとは繊維産業から出発したはずではないかというようなことである。

もう一つは、分類基準については事業所分類を企業分類に準用するということがどのように行われるかご検討いただきたい。企業分類は産業分類を準用し、一番ウェイトの高い事業所の分類で格付けすることになっているが、果たしてそれで良いのかという疑問を持ったことがある。企業分類についても産業分類部会で議論する予定はないのか。

舟岡委員) どうすべきかということについては、基本的には付加価値によって企業についての産業分類をすべきと考えている。それが本当に実施可能かどうかは、また別の問題であるという段階にとどまっている。

竹内会長) 別の問題であるとしていることを検討する予定はないのか。

舟岡委員) 事業所の分類であり、予定はしていない。

竹内会長) 今すぐ検討に入ることにはできないことは分かっている。しかし、その課題はかなり以前から残されているのではないだろうか。

篠塚委員) 法人企業統計調査は、GDP統計にとって非常に重要であり、早期化の検討をかなり行っているとしているが、この統計調査で最も早期化が難しい点は何であると理解したらよいのか。

後藤委員) 私が理解している範囲では、一つの要因は企業からの提出が遅いことである。特に7-9月期に固有の問題であるが、決算報告が終わらなければ社外に数字を出せないということで、決算報告が終わるまで提出がなく、特に大企業を中心に提出が終りの方に集中し、このことが公表の遅れる原因になっている。

菅野委員) 日本の企業は四半期決算にあまり馴染んでおらず、四半期決算を行う海外の企業とはかなり違うということが根本にあるのではないか。また、現実問題として、提出期限は2か月後であるが、企業によって提出期限までに提出するところと即座に提出するところ等ばらつきがあるのか、あるいは、やり方によって提出を早めることができるのかどうかはまだ分からない。財務省サイドの対応次第では、若干の短縮はできるだろうが、締切りから公表まで数日の範囲となるのではないか。

竹内会長) 数日の範囲が問題ではないのか。2日でも3日でも早期化し、また、GDPの計算側でも1日、2日は早く対応することが可能だと思う。大幅に短縮することは不可能だと思うが、財務省には1日でも短縮できるようご努力をお願いしたい。

飯島委員) 今の話は非常に重要なポイントである。日本のGDPについて、特に速報値と確定値の違いが12月に出ると、次年度予算に利用されるものでもあるので、そのことが、国際的に見て、日本の統計値に対する信頼性がもう一つ高まらない原因にもなっている。もし、それが数日の違いに起因するのであれば、経団連でも検討すべきというこ

ともなるので、事務方同士で具体的にもう少し詰めさせていただきたい。特に最近、単体決算と連結決算があり、連結決算の後で単体決算を発表しているため、そういったことも公表の遅延につながっているのではないかと。

一方、近年、連結決算を含め、相当に決算発表が早くなっている。つまりGDPに使うための統計値に必要なデータは何かを明示していただければ、経団連が早期化の相談に乗れる可能性が高いのではないかと。

経団連統計制度委員会企画部会を6月12日に開催し、7月には3回ほど開催する予定である。この問題については、事務局に申し上げて、一度ご説明いただければ大変ありがたい。

竹内会長) 飯島委員からそのようにしていただければ大変ありがたい。経団連でもご協力いただき、早期化をぜひ実現していただきたいと思う。

#### (4) その他

##### ア 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官から、平成13年5月における、「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「建築着工統計調査」の統計法第7条第2項による承認について、資料5により報告が行われた。

##### イ 「統計行政の新中・長期構想」の推進状況について

総務省統計局統計基準部の橋口統計企画課長から、平成7年の統計審議会答申「統計行政の新中・長期構想」の推進状況について、資料7により報告が行われた。

##### [質 疑]

竹内会長) 本構想の推進協議会は今後も続くのか。

橋口課長) 続く。

竹内会長) 以前とは違い、統計審議会とこの推進協議会との関係がどうなるのかよく分からない。この協議会は、形式的には統計基準部に置かれているのか。

橋口課長) 基準部が事務局機能を果たしているが、関係府省で構成される協議会である。部長クラスに参集いただき会議を開いている。統計審議会との関係は従来と変わらず、統計審議会の外にあって、統計審議会からいただいた「新中・長期構想」の推進に政府一体として取り組み、そのフォローアップを行っている。

竹内会長) 以前から統計審議会の外にあり、位置付けに変化はないと理解し、時々ご報告をいただいて審議にも反映することとしたい。本日の議論の中にも本構想の方針に添う部分があり、ご報告をいただいて、審議会の意見、希望も申し上げることとしたいと思う。